

公有財産売却仕様書

1 売却物品

(1) 車両名	トヨタ ハイエースワゴン(グランドキャビン)
登録番号	三河301と9200
初度登録年月	平成18年5月
車台番号	TRH224-0003316
車検有効期間満了日	令和7年5月29日
走行距離(km)	39,372

2 引渡し場所

西尾市が指定する場所

3 名義変更等にかかる諸費用

名義変更等にかかる諸費用は、落札者の負担とする。

4 搬出方法

市が指定する日時までに、落札者自らが当該物品を搬出すること。

また、施設の運営に支障をきたさないよう搬出しなければならない。

5 売却代金の納付

落札者は、西尾市が発行する納付書または銀行振込により売却代金を一括にて納付すること。

納付期限 令和7年7月29日(火)

6 引渡し

- ・売却物品は、落札者が売買代金を納付した時点の状況(現況有姿)で引き渡します。
- ・売却物品が車両の場合は、西尾市から落札者に「一時抹消登録証明書」「譲渡証明書」をお渡ししますので、落札者により「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所で所有者移転登録(名義変更)または所有者変更記録申請の手続きを行ってください。
- ・売却物品が車両の場合は、手続き終了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」「登録識別情報等通知書」「輸出予定届出証明書」または「永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ」などの写しを西尾市に提出してください。なお、手続きに係る一切の費用は落札者の負担となります。
- ・関係法令を遵守し、すみやかに手続きを行ってください。

7 引渡し期限

令和7年8月12日(火)

裏面あり

8 その他

- ・物品の引渡し完了後は、構造及び損傷箇所等に対する修繕等の要求及び不要物品等の引取要求など一切受け付けないものとする。
- ・西尾市インターネット公有財産売却ガイドラインに同意すること。
- ・入札にあたっては公告及び官公庁オークションサイト記載の事項について熟読すること。